

仕入税額計算の特例

～中小事業者の税額計算の特例(経過措置)～その2

前回のおさらい

- ▶ 本来であれば課税期間より前に提出しなければいけない簡易課税の届出書を、特例によって課税期間中に提出することができる。
- ▶ 簡易課税の適用を受けることができる中小事業者であれば特例を受けることができる。

簡易課税の適用を受けない場合は？

- ▶ 軽減税率制度の下で求められる区分経理に事業者が円滑に対応できるよう、課税仕入れ（税込み）を税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者は、経過措置として、次に掲げる方法により仕入税額を計算する特例が認められています（改正法附則 39①、40①）。

経過措置として、仕入税額に計算の特例がある。

仕入税額の特例

▶ 小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を行う中
小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ（税込み）に、当該事業に係る課税
売上げ（税込み）に占める軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）の割合
（小売等軽減売上割合）を乗じて、軽減対象資産に係る課税仕入れ（税込
み）を算出し、仕入税額を計算できます。

【小売等軽減売上割合の特例】

$$\text{小売等軽減売上割合} = \frac{\begin{array}{l} \text{卸売業・小売業に係る} \\ \text{軽減税率対象品目の} \\ \text{課税売上げ(税込み)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{卸売業・小売業に係る} \\ \text{課税売上げ (税込み)} \end{array}}$$

税率ごとの課税仕入れを求める

- ・ 軽減税率の対象となる課税仕入れ

当該事業に係る課税仕入れ(税込み)×小売等軽減売上割合

- ・ 標準税率の対象となる課税仕入れ

当該事業に係る課税仕入れ(税込み)

ー軽減税率の対象となる課税仕入れ (税込み)

【小売等軽減売上割合の特例】

軽減税率の対象となる仕入税額

軽減税率の対象となる課税仕入れ(税込み)× 6.24 / 108

= 軽減税率の対象となる仕入れに係る消費税額

標準税率の対象となる仕入税額

{卸売業及び小売業に係る課税仕入れ(税込み)}

— 軽減税率の対象となる課税仕入れ(税込み)} × 7.8 / 110

= 標準税率の対象となる仕入れに係る消費税額

あるいは.....

- ▶ 「簡易課税制度」を利用
業種ごとの“みなし仕入れ率”を用いて、売上高から仕入税額を計算する。

注意点

- ▶ 令和31年（2019年）10月1日から令和2年（2020年）9月30日の属する課税期間の末日までの期間において行った課税仕入れが摘要対象
- ▶ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。



千葉かつこ税理士事務所 市橋